

○神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則

平成6年3月28日

規則第94号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成6年1月条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(附属設備及び駐車場の使用料)

第2条 条例別表第3号及び第4号に規定する規則で定める額は、別表に掲げる額とする。

(使用料の後納)

第3条 条例第9条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 国又は地方公共団体が公益上の目的で条例第5条第1項の研修室等（以下単に「研修室等」という。）を使用するとき。
- (2) 市長がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の減免)

第4条 条例第10条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除する。

- (1) 条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）が神戸市立こうべ市民福祉交流センター（以下「センター」という。）の事業として使用するとき。 免除
- (2) 地方公共団体又は公共的団体が公益上の目的のために使用する場合において、市長が特に必要があると認めるとき。 使用料の5割相当額の減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長がその都度定める額の減額又は免除

(使用料の返還)

第5条 条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、

次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) その責めに帰することのできない理由により研修室等を使用することができなくなったとき。 全額
- (2) 条例第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用しようとする日の7日前の日（当該期日が第9条に規定する休館日に当たるときは、休館日の前日。以下同じ。）までに指定管理者に申し出て、使用許可の取消しを受けたとき。 全額
- (3) 条例第5条第2項の規定による変更の決定を受けた場合において、変更前の使用料の額が変更後の使用料の額を超えたとき。 超過して納付している額
- (4) 条例第14条第2項の規定による処分により研修室等を使用することができなくなったとき。 市長がその都度定める額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が返還すべき正当な理由があると認めたとき。 市長がその都度定める額
(行為の禁止)

第6条 条例第16条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑になる行為をすること。
- (3) センター内の施設又はその附属設備（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (5) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上支障があると認める行為
(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第7条 条例第20条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに

担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。)

(2) 事業計画書

(3) 条例第4条第1項に規定する施設（同項第4号に掲げる施設を除く。以下この条において単に「施設」という。）の管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び法人登記簿の謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(使用時間)

第8条 交流ホール、研修室及び実習室、市民福祉スポーツセンター並びにロビーその他の便益施設の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）にあつては、午前9時から午後5時までとする。

2 福祉ライブラリーの使用時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 駐車場の使用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、日曜日にあつては、午前8時30分から午後5時30分までとする。

4 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの使用時間を変更することができる。

(休館日)

第9条 交流ホール、研修室及び実習室、駐車場並びにロビーその他の便益施設
の休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

2 福祉ライブラリーの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 日曜日等

(2) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

3 市民福祉スポーツセンターの休館日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(2) 木曜日（当該期日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（当該期日が休日に当たるときは、その翌週の月曜日））

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める日

4 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前3項の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

（施行細目の委任）

第10条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成6年3月29日から施行する。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

2 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条第2号、第4条第1号から第3号まで、第5条第2号、第4号及び第5号、第6条第6号、第8条第4項並びに第9条第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号及び第4項の規定の適用については、第3条第2号中「条例第20条第1項に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第4条第1号中「指定管理者」とあるのは「市」と、同条第2号及び第3号、第5条第2号、第4号及び第5号、第6条第6号、第8条第4項並びに第9条第1項第2号、第2項第3号、第3項第3号及び第4項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

3 指定管理者不在等期間におけるセンターの使用については、神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則の一部を改正する規則（平成18年3月規則第116号）による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例施行規則第

2条、第3条、第6条第2項及び第7条第2項並びに様式第1号から様式第10号までの規定の例による。

附 則（平成8年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年10月15日規則第50号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第96号）

（施行期日）

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第6条第1項第3号の規定は、平成11年4月1日以後に同条第2項の規定による申請書（以下「申請書」という。）を提出した者に係る使用料について適用し、同日前に申請書を提出した者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月18日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月17日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第116号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第43号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第41号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(1) 附属設備の使用料

附属設備	使用料
201教室音響設備	1式1回につき2,300円
201教室映像設備	1式1回につき2,000円
音響設備	1式1回につき1,500円
映像設備	1式1回につき1,000円
半自動審判装置	1式1回につき900円
電光得点表示板	1式1回につき300円

備考 条例別表第2号の表の備考の1の規定は、この表の附属設備の使用の回数について準用する。

(2) 駐車場の使用料

自動車の種類	使用料
普通自動車	1台30分につき150円

備考 この表において「普通自動車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。